

## 実務経験証明書

令和 年 月 日

法人等の名称	
所在地	
代表者※役職・氏名	代表者印
電話番号	

※上記代表者は、所属クラブ等の責任者を含む。

(いずれの実務経験に該当するか、該当する項目の□欄に☑を記入してください。)

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)(以下、「基準」という。)第10条第3項**第3号**に規定する「**2年以上児童福祉事業(※1)に従事したもの**」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項**第9号**に規定する「**2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(※2)**」であることを証明し、「市町村長が適当と認めたもの」として認定くださるよう申請します。  
⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項**第10号**に規定する「**5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者**」であることを証明し、「市町村長が適当と認めたもの」として認定くださるよう申請します。  
⇒市町村に提出してください。

氏名	ふりがな		生年月日		
			西暦	年	月 日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間		累計勤務時間
			西暦	年 月	時間
			～	年 月	
			西暦	年 月	時間
			～	年 月	
			従事期間計		時間
			年 月		

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当する者を除く)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項

**第9号**     **第10号**    に該当することを認定する。

令和 年 月 日

(市町村長)

印

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に規定されている事業です。

※2 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」とします。この者は、最終的には市町村長の判断となりますが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられます。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安と考えられます。

(平成26年5月30日雇児育発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)